

## 三田市子育て世帯親元近居補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市（以下「市」という。）において、親と近居するために住宅を取得する子育て世帯に対し、取得時の負担を軽減することにより、親子間の子育て支援、介護支援を増進し、若年世帯の流入及び定住人口の増加を図るために、住宅の取得に要した経費の一部を補助するに当たり、三田市補助金交付規則（平成9年三田市規則第1号）。（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「子育て世帯」とは、補助金の交付申請日（以下「申請日」という。）の属する年度の末日において、18歳以下の子(出産予定の子(母子健康手帳等により転入時点で確認ができる場合に限る。))を含む。)及びその子の親を含む世帯員で居住する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、申請日現在において次に掲げるすべての要件を備える子育て世帯の世帯主（以下「申請者」という。）とする。

- (1) 子育て世帯全員とその親が市の住民基本台帳に記録していること。
- (2) 子育て世帯の夫婦のいずれもの年齢が満40歳以下であること。
- (3) 子育て世帯の夫婦いずれかの親が市内に5年以上継続して居住していること。
- (4) 市内に次条に定める補助対象住宅を取得し、転入と同時に当該住宅に居住していること。
- (5) 申請者及びその同居者が、過去にこの要綱による補助金を受けたことがないこと。
- (6) 暴力団員（三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）第2条に規定する暴力団員をいう。）がいないこと。
- (7) 三田市に定住する意思があること。
- (8) 子育て世帯全員が市内に転入する日まで1年以上継続して市外に居住していたこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象となる住宅は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす住宅とする。

- (1) 申請者又はその同居者の名義であること。
- (2) 申請者が居住している住宅で、所有権移保存登記又は所有権移転登記を完了していること。
- (3) 申請者及びその同居者自らが居住すること。
- (4) 昭和56年5月以前に着工された住宅で、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業の対象となる住宅は、当該耐震診断を受けること。

(補助対象費用及び補助額)

第5条 補助の対象となる費用は、対象住宅の登記費用として司法書士等に支払った費用の2分の1と、移転費用として引越しに要した費用の2分の1とする。ただし、

登記費用は20万円を、移転費用は10万円を限度額とし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(補助世帯数)

第6条 補助世帯数は、毎年度の予算の範囲内で決定する。

(補助金の申請)

第7条 申請者は、三田市子育て世帯親元近居補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、子育て世帯が市内に転入する日(子育て世帯の夫婦が別日に転入する場合は、いずれか早い日とする)から6月以内又は当該申請に係る所有権保存登記若しくは所有権移転登記をおこなった翌年度の4月最終開庁日のいずれか早い日まで市長へ提出しなければならない。

但し、市長が特に認めるときはこの限りでない。

- (1) 対象住宅の登記に要した費用の領収書等の写し
- (2) 対象住宅の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し
- (3) 対象住宅の登記事項証明書
- (4) 移転後の世帯全員の住民票(世帯主との続柄を記載したもの)
- (5) 移転に要した費用の領収書等の写し
- (6) 市内に住む親の住民票
- (7) 子育て世帯の戸籍謄本
- (8) 子育て世帯全員分の戸籍の附票又は子育て世帯全員分の住民票除票の写し
- (9) 出産予定世帯の場合は、母子健康手帳等診察経過の分かる書類の写し
- (10) 昭和56年5月以前に着工された住宅で、三田市が実施する簡易耐震診断推進事業の対象となる住宅は、簡易耐震診断報告書等の写し
- (11) その他市長が特に必要があると認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を三田市子育て世帯親元近居補助金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条に規定する交付決定を受けた申請者は、三田市子育て世帯親元近居補助金交付請求書により、補助金を請求するものとする。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者が、次のいずれかの事由に該当するときは、決定内容の一部又は全部を取消し、若しくは交付された補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付又は交付決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反したとき。

(手続きの省略)

第11条 規則第18条の規定に基づき、規則第11条(実績報告)及び同第13条(補助金等の額の確定)に規定する手続きは省略する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三田市子育て世帯親元近居補助金交付要綱第3条第4号及び第8号、第5条並びに第7条第8項の規定は、施行日以後に所有権保存登記又は所有権移転登記が完了する補助対象住宅に係る申請について適用し、同日前に当該登記が完了する補助対象住宅に係る申請については、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の三田市子育て世帯親元近居補助金交付要綱第7条の規定は、施行日以後に所有権保存登記又は所有権移転登記が完了する補助対象住宅に係る申請について適用し、同日前に当該登記が完了する補助対象住宅に係る申請については、なお従前の例による。